

平成 30 年度厚生労働行政推進調査事業費補助金

(政策科学総合研究事業(政策科学推進研究事業))

総括研究報告書

「高齢期を中心とした生活・就労の実態調査(H30-政策-指定-008)」

研究代表者 山田篤裕 慶應義塾大学経済学部 教授

研究要旨

健康寿命の延伸や高齢期の就業意欲の高まりによって、年金を受給しつつ働く高齢者が増えてきている。また、社会の変容によって多種多様な働き方が生まれ、ワーク・ライフがこれまでのものから変化している。これらに対応するために、次期制度改正の中で年金受給の在り方を検討する必要がある。本研究は、大規模統計の再集計を行い、就労実態や生活実態について把握し、実態を明らかにすることを目的とする。

本研究では、1)年金額と就労の関係、2)年金額と金融資産やその他の所得の関係、3)年金額と生活費・生活実態の関係、4)現役世代を取り巻く就労・生活実態の変化に着目し、総務省「全国消費実態調査」や、厚生労働省「国民生活基礎調査」、「老齢年金受給者実態調査」、「障害年金受給者実態調査」、労働政策研究・研修機構「60 代の雇用・生活調査」等を活用して計量経済学的手法で年金受給者の所得分布や就業行動を検討した。

高齢者を中心にして将来的に低年金者となる可能性のある現役世代を含めた分析を行い、厚生年金保険の適用拡大が年金給付水準に与える影響、定年退職時の賃金低下による就業抑制効果、繰上げ受給の所得における位置づけ、被保護年金受給者の動向等について一定の示唆を得た。また障害年金受給者について、困窮の状態およびこれを支える世帯員の所得の構造について確認した。

国民年金第 1 号・第 3 号被保険者や年金受給者の就労生活の実態を把握するために、特別集計を行い、基礎的資料も整備した。

研究分担者：	
四方理人	関西学院大学 総合政策学部 准教授
大津唯	埼玉大学 大学院人文社会科学部 准教授
渡辺久里子	国立社会保障・人口問題研究所 企画部 研究員
みずほ情報総研株式会社	社会政策コンサルティング部（田中宗明・大室陽）
研究協力者：	
百瀬優	流通経済大学 経済学部 大学院経済学研究科 准教授
益子大和	慶應義塾大学 経済学研究科（修士課程）

A. 研究目的

公的年金制度については、「持続可能な社会保障制度の確立を図るための改革の推進に関する法律（平成 25 年法律第 112 号）」において、高齢期における職業生活の多様性に応じ、一人一人の状況を踏まえた年金受給の在り方について検討し、その結果に基づいて必要な措置を講ずることとされている。また、平成 28 年に成立した「公的年金制度の持続可能性の向上を図るための国民年金法等の一部を改正する法律（平成 28 年法律第 114 号）」においても、当該規定について、法の施行後速やかに検討を加え、必要な措置を講ずることとされている。

健康寿命の延伸や高齢期の就業意欲の高まりによって、年金を受給しつつ働く高齢者が増えてきている。また、社会の変化によって多種多様な働き方、ワーク・ライフがこれまでのものから変化している。これらを踏まえ、次期制

度改正の中で年金受給の在り方を検討する必要がある。

近年の研究でも、低年金者の生活・就労実態を項目毎（たとえば老齢・障害や厚年・国年等の種別、生活保護との併給の有無等）に詳細を明らかにしたものは少なく、データに基づいた現状把握、現行制度の課題の体系的整理など基礎的な研究は多くない。

そのような中、本研究は、大規模統計の再集計を行い、就労実態（高齢者・国民年金第 1 号被保険者・同第 3 号被保険者の就業率、就労形態、賃金水準等）や生活実態（世帯構成、家計の状況等）について把握し、実態を明らかにすることを目的とする。

B. 研究方法

総務省「全国消費実態調査」や、厚生労働省「国民生活基礎調査」、「老齢年金受給者実態調査」、「障害年金受給者実態調査」、労働政策研究・研修機構「60 代の雇用・生活調査」等を活用し、みずほ情報総研にデータの整備・集計・分析を依頼し、その他の分担研究者は整備されたデータを用い、計量経済学的手法により年金受給者の所得分布・構成や就業行動等を分析した。

C. 研究結果

1) 年金額と就労の関係

1998 年から 2016 年にかけて高齢者における所得格差は縮小している。所得格差の寄与

度分解の結果、公的年金の受給額の変化は所得格差を拡大させる方向に寄与しているが、その影響は小さく、高齢者の就労収入の変化と世帯構造の変化による所得格差縮小の方向への寄与によって、全体としての所得格差が縮小している。なお「老齢年金受給者実態調査」で把握される年金額と「国民生活基礎調査」で把握される年金額の分布に近いことも確認された。

「老齢厚生年金の受給資格(潜在的な在職老齢年金制度への適用の代理変数)」に基づく、男女とも 65 - 69 歳で在職老齢年金制度の就業抑制効果は確認できない。また定年退職時の賃金低下は、男性では平均的には 60 - 69 歳を通じ - 10% 前後就業率を低下させている。

障害等級が軽くなるほど、就労率は高まり、就労収入も高くなる。しかし、精神障害の場合は、厚生年金 3 級であっても就労率・就労収入額が低く、生活困窮に陥りやすい。

身体障害による障害厚生年金の受給者は、国民年金のみの受給者と比べ、就労率・就労収入額は高く、また年金額が高いほど就労収入も高い。

2) 年金額と金融資産やその他の所得の関係

最低生活費未満の収入の老齢年金受給者と、実際に生活保護を受給している老齢年金受給者を比較すると、同じ低所得でありながら、被保護年金受給者となる確率が高いのは、貯

蓄がない、持ち家がない場合である。ただし、貯蓄がないことによる被保護年金受給者となるリスクは、持ち家があることで、ほぼ相殺される。

障害年金受給者の中、身体障害や知的障害の受給者と比較し、精神障害の受給者で生活保護との併給が多い。特に、精神障害で厚生年金 3 級や国民年金 2 級の受給者の 12 - 13% が生活保護を併給している。

3) 年金額と生活費・生活実態の関係

同じ低所得でありながら、単身世帯の最低生活費未満の収入の老齢年金受給者と、実際に生活保護を受給している老齢年金受給者を比較すると、生活保護を受給している場合、支出額合計が 22 - 25% 低い一方、衣食住の支出割合は 9 - 11% 高い。

繰上げ受給確率は、男性では健康不良であると 8% 高く、中卒と比べ高校・短大卒は - 6%、大卒・院卒では - 11% 低い。離職後失業を経験していると 14% 高い。繰上げ受給者の相対的貧困リスクの高さは、男性 60 - 64 歳のみ確認できた。

女性の障害年金受給者は、男性に比べて年金額も就労収入額も低い一方、世帯収入額で見ると低くない。

4) 現役世代を取り巻く就労・生活実態の変化

2016 年の厚生年金保険の短時間労働者への適用拡大では、新たな賃金要件が設けられ

たが、この要件により、もし全事業所に適用拡大していれば得られた効果とほぼ同等の多くの低賃金労働者を適用拡大から排除する効果があった。その結果、適用拡大による大幅な平均賃金低下は観察されなかった。

最低生活費未満の収入の老齢年金受給者と、実際に生活保護を受給している老齢年金受給者を比較し、同じ低所得でありながら、被保護年金受給者となる確率が高いのは、20 - 60 歳で 20 年以上の職歴が臨雇・日雇い、女性の場合はさらに正規の常用雇用である場合である。

5) その他

厚生年金保険の短時間労働者への適用拡大の議論や高齢者の就労の進展を踏まえた年金制度改革の参考とすることを目的に、国民生活基礎調査を用いて、国民年金第 1 号・第 3 号被保険者や年金受給者の就労生活の実態を把握するために、特別集計を行った。

D. 考察

厚生年金保険の大幅な適用拡大は平均賃金額(標準報酬平均額)を低下させ、年金給付水準を引き下げる可能性がある。

男性では定年退職時の賃金低下による就業抑制効果は、従来の在職老齢年金制度の就業抑制効果と比較しても、60 代全般を通じて大きい。

離職後失業した人にとって、繰上げ受給が

所得保障の役割を一部担っていると考えられる。

雇用者比率増大と自営業主・家族従業員比率の減少、退職給付額や持ち家比率の減少、公的年金給付額低下による貯蓄の取崩しペース加速により、低所得者の中、被保護年金受給者の割合が将来高まることが予想される。

障害年金を受給していても貧困状態に陥る者は少なくない。とくに精神障害による障害年金受給者は、身体障害による受給者に比べ、年金額が低く、世帯収入も低いため、困窮状態に陥りやすいと考えられる。

障害年金受給者の世帯収入に明確な男女差はなく、これは配偶者を中心とした他の世帯員の収入が、受給者本人の年金額や就労収入の低さをカバーしているためと考えられる。

また、女性に占める国民年金第 3 号被保険者割合は低下傾向にあるが、既婚女性にとって、国民年金第 3 号被保険者制度は今なお公的年金制度上の大きな受け皿となっていることが分かった。

E. 結論

今後、厚生年金の適用拡大を進めるにあたっては、政策的に世代内・世代間の給付格差を改善するよう、適用拡大を図るオプションも検討の余地がある。

ハマキョウレックス事件や長澤運輸事件の最高裁判決を受け、定年前後の賃金低下問題は改善されていくことが期待される。ただし、

この改善によって合理的理由によらない賃金低下の是正が進めば、賃金が高くなることで現在は確認できない 65 - 69 歳の在職老齢年金制度の就業抑制効果が現れる可能性もある。引き続き、新しい調査によって、現在は確認できない 65 - 69 歳の在職老齢年金制度の就業抑制効果についてモニターする必要がある。

離職後失業した人にとって、繰上げ受給が所得保障の役割の一部を担っているとすれば、将来の繰上げ減額率改定にあたっては、そうした人々の貧困リスクへの影響も慎重に検討する必要がある。

就業率が上昇していけば、就労収入比率の増大により、高齢者間の所得格差が大きくなることも予想され、それを是正しつつ、今後予想される被保護年金受給者をはじめとする、経済的に脆弱な高齢者の所得保障のための財源を捻出する政策オプションも検討に値する。

障害年金受給者の中には、世帯員の収入がない場合、貧困状態に陥りやすい者が一定割合存在しており、所得保障の脆弱性をどのように改善していくのか検討する必要がある。

現在、厚生年金の適用拡大が進められているが、その対象とならない国年 3 号が少なくないことも踏まえ、その実態を十分に踏まえながら、国年 3 号制度自体の在り方についても引き続き議論を行っていく必要がある。

F. 健康危険情報

なし

G. 研究発表

1. 論文発表

- ・山田篤裕「生活保護を受給する老齢年金受給者：同居形態、資産、職歴」『年金と経済』37(3): 18-28、平成 30 年。
- ・山田篤裕「厚生年金保険適用拡大(2016 年 10 月)による新たな賃金要件：既存の参照基準からの逸脱と低賃金雇用者の排除」『社会政策』10(3): 39-52、平成 31 年。
- ・益子大和「高齢低所得世帯における生活保護受給の有無による消費支出の差異の検証」『慶應義塾大学経済学研究科・平成 30 年度修士論文』、平成 31 年

2. 学会発表

- ・山田篤裕「所得保障政策上の『賃金』と給付水準：厚生年金保険適用拡大(2016 年 10 月)を例に」、社会政策学会第 136 回春季大会(平成 30 年 5 月 27 日)。
- ・四方理人・渡辺久里子「高齢者における所得分布と公的年金」、社会政策学会第 138 回春季大会(令和元年 5 月 18 日)。
- ・百瀬優・大津唯「障害年金受給者の生活実態と就労状況」、社会政策学会第 138 回春季大会(令和元年 5 月 18 日)。
- ・山田篤裕「高齢者の就業行動」、社会政策学会第 138 回春季大会(令和元年 5 月 18 日)。

H. 知的所有権の取得状況の出願・登録状況

1. 特許取得

なし

2. 実用新案登録

なし

3. その他

なし